

議案第 98 号

松阪市と多気町との松阪地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する
協定書について

松阪市と多気町との松阪地域定住自立圏の形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、松阪市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 23 年松阪市条例第 37 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 10 月 3 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

松阪市（以下「甲」という。）と多気町（以下「乙」という。）は、平成 27 年 3 月 27 日に締結した松阪地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 元 年 月 日

甲 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

松 阪 市

松 阪 市 長

乙 三重県多気郡多気町相可 1600 番地

多 気 町

多 気 町 長